

## 診断書作成医に係る改正の概要

(山口県肝炎治療特別促進事業事務取扱要領)

### 1 改正理由

山口県では、B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療（更新申請）において、手続きの簡素化（患者の負担軽減）を図るため、平成28年5月から、添付書類として診断書に代わり、検査内容及び受けている治療内容が分かる資料の提出でも可能としています。

このため、核酸アナログ製剤の初回治療（新規申請）の段階で、患者の方に対し、より専門的な医師による適切な治療を確保することが重要となっていることから、山口県では、以下の2①のとおり、B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療の初回治療に係る診断書作成医の要件を新たに定めます。

なお、山口県ではこれに併せ、C型慢性肝疾患のインターフェロンフリー治療の診断書作成医の要件についても以下の2②のとおり改め、一部を除きB型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療の初回治療と要件を揃えます。

### 2 改正内容

#### ① B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療

病 名	診断書作成医の要件	
	改 正 前	改 正 後
<b>【初回治療】</b> ・ B型慢性肝炎 ・ B型代償性肝硬変 ・ B型非代償性肝硬変	(要件なし)	・ 日本肝臓学会肝臓専門医 ・ 山口県が指定する肝炎研修会の受講を修了した日本消化器病学会消化器病専門医

(注意) 更新申請については、従前どおり診断書作成医の要件を設けません。

#### ② C型慢性肝疾患のインターフェロンフリー治療

病 名	診断書作成医の要件	
	改 正 前	改 正 後
<b>【初回治療及び再治療】</b> ・ C型慢性肝炎 ・ Child-Pugh分類AのC型代償性肝硬変	・ 日本肝臓学会肝臓専門医  (注意) 再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の意見書が必要です。	・ 日本肝臓学会肝臓専門医 ・ 山口県が指定する肝炎研修会の受講を修了した日本消化器病学会消化器病専門医
<b>【初回治療】</b> ・ Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変	・ 日本肝臓学会肝臓専門医	・ 日本肝臓学会肝臓専門医 ・ 山口県が指定する肝炎研修会の受講を修了した日本消化器病学会消化器病専門医

(注意) Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変【再治療】については、従前どおり診断書作成医を肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医に限定します。

### 3 施行日

診断書作成医に係る改正については、令和元年11月1日に施行する予定です。

### 4 山口県が指定する肝炎研修会について

上記2①及び②の「山口県が指定する肝炎研修会」について、毎年度1回程度開催するものとし、今年度は10月6日（日）に開催します。

※10月6日（日）の研修会は、「令和元年度山口県肝疾患コーディネーター養成講習会」の一部を兼ねて開催します。

受講対象者は、以下のとおりとします。

- ・日本消化器病学会消化器病専門医の方（日本肝臓学会肝臓専門医の資格を併せ持つ方を除く）で、以下①又は②の肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書を作成予定の方。

①B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療の初回治療（新規申請）

②C型慢性肝疾患に対するインターフェロンフリー治療（Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変の再治療を除く）

受講を修了された日本消化器病学会消化器病専門医の方に対しては、山口県から受講証書を交付します。受講証書の有効期間は5年とし（更新可能）、有効期間中であれば、山口県内に住所を有する患者（申請者）の方の上記①及び②に係る診断書を作成できるものとなります。